三鷹市における平和施策の推進に関する条例の改正に向けた 基本的な考え方(案)

1 改正の背景と理由

先人達の弛まぬ努力の積み重ねにより、戦後80年間、戦争を経験せずに、 今日を迎えています。

その一方で、世界では、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとパレス チナの紛争、イランとイスラエルの軍事的緊張などが続き、平和な世界を持続 する枠組みが揺らぎつつあります。

三鷹市は、平和を単に「戦争がない状態」という狭い意味ではなく、環境・ 差別・難民・経済格差の問題などを含めた「積極的平和」と広義に捉え、戦争 の悲惨さを語り継ぎ、平和の尊さを祈念する活動を中心に平和施策に取り組ん できました。

戦後80年を迎え、改めて三鷹市における平和施策の推進に関する条例(平成4年三鷹市条例第15号。以下「平和条例」という。)の前文に掲げる「平和を愛する心の輪を世界に広げ、人々が共に生き、手をつなぎ、助け合う社会を築くため、草の根の広がりのある平和を進める」という視点の重要性が増しています。海外での人道支援や地道な国際貢献、文化・スポーツを通じた交流など、平和な明日へとつながる連鎖を創り出している市民が多くいます。こうした国内外での地道な活動や交流を通して、相互理解を深め、平和な社会の実現に貢献した方を顕彰することで、平和について考え、行動していく契機としていきたいと考えています。

三鷹市においても、戦後生まれの方が9割を超え、戦争を知らない世代が多くなっています。平和条例の一部改正を行うことで、中長期的な取組の方向性を示し、戦争の記憶と戦禍を二度と繰り返してはいけない思いを次世代に引き継いでいきます。

2 平和施策の経過と主な取組

(1) これまでの経過

年 月	内容	備考
昭和35(1960)年3月	世界連邦都市宣言	
昭和 35(1960)年	世界連邦宣言自治体全国協議会に加盟	
昭和 57(1982)年3月	三鷹市非核都市宣言	
昭和 62 (1987)年	日本非核宣言自治体協議会に加盟	
平成元(1989)年11月	仙川公園内に「平和の像」を建立	
平成4(1992)年3月	平和条例を制定	

平成 22 (2010) 年 2 月	平和首長会議に加盟	
平成 28(2016)年2月	「みたかデジタル平和資料館」を開設	戦後 70 年
	「みたか平和資料コーナー」を開設	
平成 30(2018) 年 4 月	※令和2 (2020)、3 (2021)、6 (2024)	
	年に順次拡充	
令和 2 (2020) 年 7 月	「仙川平和公園」への名称変更	戦後 75 年
令和 5 (2023)年 4 月	平和首長会議東京都多摩地域平和ネット	
	ワーク会議に加盟	
令和7(2025)年7月	「中学生長崎市平和交流派遣事業」の実施	戦後 80 年
令和8 (2026)年3月	「戦跡特設サイト」の開設	戦後 80 年
(予定)		<u> </u>

(2) 年間の主な取組

- ・「平和展」の開催(8月(平和強調月間))
- ・「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」(平和のつどい)の開催(8月15日)
- ・「平和の絵展」の開催(11~12月ごろ)
- 「平和カレンダー」の作成(12月)
- ・「地球市民講座」の開催(2~3月ごろ)
- ・「東京空襲資料展」の開催(3月10日前後)
- ・「三鷹市内の戦跡を訪ねるフィールドワーク講座」の開催(3月)

3 条例改正の方向性

(1) 「三鷹市平和の日」の制定

三鷹市民が平和を願い、考え、行動し、恒久平和の実現に向けた機運を醸成し、未来へとつなぐ日として、「三鷹市平和の日」を制定します。

ア 日付

三鷹市の平和のシンボルである仙川平和公園内の「平和の像」が設置された11月30日を「三鷹市平和の日」とします。

イ 理由

「平和の像」は、彫刻家の故・北村西望氏の代表作である「長崎平和祈念像」を原型に、遺族や関係者の了承のもと、平成元(1989)年11月30日に三鷹開村100周年記念事業の一環として建立されました。「平和の像」の建立に当たっては、市民による組織「みたかに平和の像をつくる市民の会」(代表:井上 五郎氏)が発足し、募金活動によって多くの市民からの寄付が寄せられ、製作費の一部に充てられました。

「平和の像」は、市民の平和への思いが形となったものであり、三鷹市における平和の象徴であることから、「平和の像」が設置された 11 月 30 日を「三鷹市平和の日」とします。

(2) 平和文化の振興と顕彰

平和について、自分でできることを考え、行動する意識を根付かせていく 平和文化の振興を図るとともに、過去の戦争の記憶と記録を風化させないた め、積極的平和や「創る平和」の観点から、顕著な活動を顕彰します。

4 今後の平和事業拡充の方向性

平和条例の改正を踏まえ、基本的人権を尊重しながら、恒久平和の実現に努めるとともに、「祈る平和」と「創る平和」の観点で、平和事業を推進します。

2(2)の年間の主な取組のうち、平和強調月間である8月に実施している各種事業については、原則として従来通り実施することとします。また、「三鷹市平和の日」の認知度を高めるための周知・啓発に取り組むほか、「三鷹市平和の日」の前後に集中して平和事業を実施するなど、平和への機運を高めていきます。なお、初めての「三鷹市平和の日」となる令和8年11月30日には、記念セレモニーを開催します。事業実施に当たっては、各年度の予算編成を通して検討を進めるとともに、市職員に周知・啓発することで、市の率先行動へとつなげていきます。

(1) 平和教育

全市立小・中学校において、「三鷹市平和の日」を含む11月を「平和教育月間」として、平和教育を教育課程に位置づけ、多様な取組を実施します。 各校のこれまでの実践を踏まえ、児童・生徒への平和意識の醸成を図り、 平和への思いを次世代に継承していきます。

(2) 情報発信

戦争や平和に関する三鷹市内の歴史的建造物、記念碑、モニュメント等を「平和メモリアルスポット」とし、市ホームページ等で紹介するほか、デジタル技術の活用についても検討を進めます。

また、戦争体験談のアーカイブ化を進め、みたかデジタル平和資料館において公開するほか、市民の方等からご寄贈いただいた戦争関連資料をみたか平和資料コーナーにて展示します。

住民協議会など地域団体との連携も重要な取組となることから、市が保有しているパネルや書籍など、より利用しやすい情報発信の充実を図っていきます。

(3) 平和交流

若い世代が実際の体験を通して、平和への思いを語り継いでいくことは重要な取組となります。令和7年度に実施した中学生長崎市平和交流派遣事業については、報告会を通じた情報発信や活動の蓄積による平和への裾野の広がりなどに寄与することから、引き続き実施を検討します。また、都内26市が参加する平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークをはじめ近隣市と連携して、平和文化の振興を図ります。

(4) 顕彰による意識の啓発

平和文化の醸成、啓発及び継承に顕著な功労のあった三鷹市民(在勤、在学及び在活動者を含む。)を「平和文化功労者」として顕彰します。なお、故人を対象とし、「平和の像」の建立日(平成元(1989)年11月30日)にご存命だった方又は建立日以降に生まれた方とします。

平和のバトンを次世代へとつないでいくため、若年層をはじめとする市民 一人ひとりが、積極的平和や平和文化の視点から、自分にできることを考え、 行動につなげられるよう、顕彰制度を通じて意識の啓発に努めます。

(5) 安定的な財源の確保

平和条例第3条に基づき、平和事業に必要な財源を確保するため平和基金 を設置し、条例第2条に規定する平和事業に必要な財源に充てることとして います。

安定した事業展開を担保するための一定額を確保している状況にありますが、財源には限りがあります。積極的な情報発信を通して、多くの市民の皆様の共感を得ながら、寄付の拡充へとつなげていきます。

5 今後のスケジュール (予定)

- 令和7年9月 平和条例の改正に向けた基本的な考え方(案)の確定 総務委員会に行政報告
 - 10月 平和条例の改正に向けた基本的な考え方(案)に対する市民 意見の募集(10月3日~24日)
 - 11月 第3回三鷹市における平和施策の推進に関する条例の改正 に向けた検討委員会 平和条例の改正に向けた基本的な考え方の確定
 - 12月 平和条例の改正に向けた基本的な考え方の確定及び平和条例の一部を改正する条例(案)骨子のパブリックコメント実施について総務委員会に行政報告 パブリックコメントの実施(~令和8年1月)

令和8年3月 議案提出